●ひとりで悩まず、話してみませんか?

黒石商工会議所では労働対策事業の一つとして、「弁 護士・司法書士・メンタルヘルス対策の相談窓口設置 検討」を掲げております。当会議所では、黒石市内の相 談窓口を周知するとともに、相談窓口設置を進めてい きます。

■黒石市内の相談窓口

黒石市「こころの健康相談室」

事前予約制による専門相談員の対応

◎体の反応・心の反応・行動の反応◎眠りが浅い、頭 痛がする、肩や腰がこる、疲れやすい、集中できない、 やる気が出ない、落ち込んだ気分、口数が多くなる、

人を避ける、落ち着きがなくなるなど。

●お問い合わせ

黑石商工会議所 労働委員会 TEL:52-4316

黒石市「こころの健康相談室」 TEL:52-2111(内線246·247)

●あなたの職場で人材を育て採用してみませんか! 一求人セット型訓練制度利用事業所募集

いま、世の中には働く意欲に燃えている求職者が多くいます。ぜひ、あなた の職場で「求人セット型訓練制度」を利用し、人材を育て採用してみませんか! 求人セット型訓練制度とは、求職者の方を、採用前に訓練生として一定期 間企業に受け入れ、実際の業務を主とする訓練を行った後、企業に雇用して いただくことを目的とした制度です。この制度を利用し、40歳から60歳の方 を正規雇用した場合、「働き盛り世代オーバーフォーティー雇用奨励金」が上 乗せ支給されます。

詳しくは、お問い合わせください。

訓練期間:1~3か月

対 象 者:一般求職者(受入前に面接することができます。)

委 託 費:事業主には、訓練実施にかかる経費として、

訓練生1人1月当たり63,000円(税込)

を上限に委託費が支給されます。

<事業主のメリット>

①人材育成に要するコストを大きく削減できる

②採用する前に自社に合った教育をすることができる

③採用する前に自社に合う人材であるか、適正を見極めることができる

●お問い合わせ 黒石商工会議所 業務課 TEL:52-4316

●社会保険資格取得時の ご本人確認の徹底をお願いします。

健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得の一層の適正化に努めるため、 新たに従業員を雇入れ、資格取得届を提出する場合、事業主の皆さまには資 格取得時のご本人確認の徹底にご理解とご協力をお願いします。

☆基礎年金番号が未記入(年金手帳再交付申請書を添付の方は除く)の場合 には、運転免許証などにより、ご本人の確認をしてください。

(確認書類のご提出は必要ありません) ☆ご本人確認ができない場合には、健康保険被保険者証の交付はできません。

新たに採用する(被保険者となる)方



基礎年金番号をご確認ください。

基礎年金番号を確認できる場合

基礎年金番号を確認できない場合 (年金手帳紛矢なと)



資格取得届に基礎年金番号を 必ずご記入ください。

運転免許証などにより ご本人確認をお願いします。

Ţ



「資格取得届」と「年金手帳再交付申請書」 を併せてご提出ください。

●お問い合わせ 黒石商工会議所 業務課 TEL:52-4316

●国民年金保険料の後納制度「制度改正」

-平成24年10月1日から平成27年9月30日まで-

将来、年金を もらえなくなる のが心配

納付期間が 短くて…

そんな皆さま、 今からでも 遅くありません。



国民年金制度の改正により、過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れの 期間がある方は、お申込みにより平成24年10月から平成27年9月までの3年 間に限り、国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年から10年に 延長されます。これを「後納制度」といいます。

★後納制度のメリット

2年以上前の保険料を納めることにより、

①将来受け取る年金が増額!

②年金の受給資格を得られる可能性があります!

★ご利用いただける方

①20歳以上60歳未満の方

10年以内に納め忘れの期間(納付・免除以外)や未加入期間がある方

②60歳以上65歳未満の方

①の期間のほかに任意加入中に納め忘れの期間がある方 ③65歳以上の方

年金受給資格がなく任意加入中の方など

※老齢基礎年金を受給している方はお申込みできません。

●お問い合わせ 黒石商工会議所 業務課 TEL:52-4316

青森県で働くすべての方へ。

意識したことありますか?

青森県のこれまでの最低賃金 647円

時間額

[発効日] 平成24年10月12日 ※特定の産業には特定(産業別)



必ずチェック最低賃金!使用者も、労働者も。

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度

検索

厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/ 最低賃金に関する特設サイ http://www.saiteichingin.info/



最低賃金に関するお問い合わせは青森労働局または最寄りの労働基準監督署へ (*)厚生労働省